

令和8年度天童市農業委員会主要施策

1 はじめに

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高年齢化による離農が進むとともに、新たな農業の担い手が不足し、地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなることが危惧されています。

このような中、農村の活力を維持し生産基盤である農地を耕作可能な状態で次世代へ継承するため、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化」の実現に向けた取組を全力で展開します。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が策定されました。地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現（実行とブラッシュアップ）に向け、継続した地域との話合いに積極的に参加し目標地図の更新を図り、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めます。

3 遊休農地の発生防止・解消

農地法に基づく利用状況調査（遊休農地実態調査）を実施し、農地の利用の促進が図られるよう農地リニューアル支援推進事業補助金の活用により遊休農地の発生を未然に防止し、遊休農地解消対策事業補助金を効果的に組み合わせて遊休農地の解消に努めるとともに、利用意向調査の結果、経営規模縮小意向の農業者や遊休農地所有者等から「貸したい、売りたい」と意向があった農地について市ホームページ等により公表し、規模拡大意向の農業者や新規就農希望者等に情報を提供することにより農地等の利用の最適化を図ります。

また、森林の様相を呈するなど復元困難な農地については、非農地判断を適切に行います。

4 新規参入の促進

営農意欲のある多様な担い手の参入を促進するため、就農相談から雇用・独立就農、経営確立までの一貫した支援体制が構築されるよう関係機関と情報共有します。

また、新規就農者の経営安定を支援するため、新規就農者農地賃借料支援事業補助金を交付します。

5 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

農地等の利用の最適化をより効率的かつ効果的に推進するため、農林業施策の改善について具体的な意見をまとめ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、市長へ提出します。

6 農地管理

農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外の用途に供する違反転用者を巡回による早期発見に努め、農地法に基づく是正の勧告及び原状回復命令等の措置を講じます。

また、盛土を伴う農地改良について、土砂災害等の発生を未然に防止するため、農地改良指導要綱に基づき適正に指導します。

7 デジタル化の推進

農業委員会サポートシステムと農地台帳システムのデータを定期的に突合し、農業委員会サポートシステムへの移行に努めます。

また、タブレット端末を有効に活用し、現地確認アプリの活用を進め、業務の効率化を図ります。

8 農業者年金

農業者年金は、積立方式・確定拠出型の終身年金であり、保険料が全額社会保険料として控除されます。

また、一定の要件を満たす農業者に対して、最長20年間保険料の国庫補助が受けられるなど、農業者にとってメリットが大きい年金制度であることから天童市農業者年金協会と連携して周知を図り、加入を推進します。